

地下貯蔵タンクの「流出防止対策」が義務化されます。

地下貯蔵タンクの腐食劣化で危険物の流出拡散による火災危険と土壤汚染が懸念される「直接埋設された鋼製一重殻タンク」で平成25年2月1日以降、次の1又は2に該当する地下貯蔵タンクは「流出防止対策」が必要となります。

1 腐食のおそれが高い地下貯蔵タンク

設置年数	塗覆装の種類	設計時板厚
50年以上	アスファルト	全ての板厚
	モルタル	8.0mm未満
	エポキシ樹脂又はタールエポキシ樹脂	6.0mm未満
	強化プラスチック	4.5mm未満
40年以上 50年未満	アスファルト	4.5mm未満

平成25年
1月31日までに

流出防止対策

- ① 内面ライニング
- ② 電気防食

のいずれかを実施

2 腐食のおそれが高い地下貯蔵タンク

設置年数	塗覆装の種類	設計時板厚
50年以上	モルタル	8.0mm以上
	エポキシ樹脂又はタールエポキシ樹脂	6.0mm以上
	強化プラスチック	4.5mm以上 12.0mm未満
	アスファルト	4.5mm以上
40年以上 50年未満	モルタル	6.0mm未満
	エポキシ樹脂又はタールエポキシ樹脂	4.5mm未満
	強化プラスチック	4.5mm未満
	アスファルト	6.0mm未満
30年以上 40年未満	モルタル	4.5mm未満
20年以上 30年未満	アスファルト	4.5mm未満

平成25年
1月31日までに

流出防止対策

- ① 内面ライニング
- ② 電気防食
- ③ 常時監視装置

のいずれかを実施

※ 塗覆装とは、タンク外面の腐食防止材です。



(腐食した地下貯蔵タンクの写真)

お問合せ先 須坂市消防本部予防課
 電話 026-245-4200
 ファクシミリ 026-248-4460
 電子メール s-yobou@city.suzaka.nagano.jp